

いつかためになる

法律知識

Vol.16 労働者と法律

弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)



原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

会社などに雇われて働いている労働者は、そのままでは弱い立場にあります。そこで、労働者の生活や健康を守るために各種の労働法が制定されています。

ここでいう労働者とは、雇い主から指揮監督を受けて働き、その対価として賃金を得ている方のことです。同じように雇われて働く場合でも、大工さんのように業務や勤務時間に裁量がある場合は労働者とならないことがあります。いずれにあたるかは契約の中身や実際の業務内容などで判断されるので、雇い主から労働者ではないと説明を受けていても実際は労働者として守られることもあります。

Q 求人チラシを見て、建築会社に面接に行きました。面接で自動車免許を持っていないか質問を受け、失効したと回答したところ不採用になりました。チラシでは要普免と書いていなかったのに納得がいきません。

A 法律（職業安定法）では求人広告などについて募集内容的な確な表示に努めなければならぬとされています。また、虚偽の求人広告については罰則が定められています。

よって、車の運転が業務上必要なのであれば、その旨表示するのが望ましいでしょう。ただ、ご相談のケースでは虚偽広告とは言えず、不採用としたことが違法とまではならないでしょう。

求人チラシは一種の広告であり、多少の誇張や記載漏れも少なくありません。求人雑誌やハローワークの求人票も程度の差はあれ同様です。契約書をよく読んだら賃金や休日の条件が広告と違ったということも珍しくありません。残念ながら、面接や契約の際に慎重な確認をするしかありません。

もちろん、求人チラシと全くかけ離れた条件での契約や、騙して契約するのは違法となることがあります。ご相談のケースでは労働基準監督署に一

報をして是正を求めることも考えられるでしょう。

Q バイトで採用される際に、契約書の説明を受けました。週休2日制であるとは何度か念押しをされました。働き始めたのですが、忙しい時期は週1日の休みしか取れません。

A 週休2日制と完全週休2日制は違います。週休2日制は「週2日の休みが取れる週が1度以上ある」ことで、毎週2日の休みがあるとは限りません。

法律（労働契約法）で雇い主には条件や契約の内容についての理解を深めるようにする義務が

課されています。何度か念押しをしたということで、義務を果たしたと言えるかはその際の状況に左右されるでしょう。いずれにしても、契約条件を変更できるかどうかはまず話し合いをしてみてもいいと思います。

話し合いの際には、他のバイトの方の条件や、今も求人をしていようであればその求人の条件など、説得材料を集めて雇い主と交渉してみましょう。事前に労働基準監督署にアドバイスをもらっておくといいかもかもしれません。悪質なケースであれば社会保険労務士や弁護士などの専門家に相談することをおすすめします。最近ではアルバイトでも加入できる労働組合もありますので相談してみてください。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所
事故被害者救済支援センター
Tel 024(533)7770
*受付時間 (平日 10時~15時)
*東電に関する賠償請求と和解の申立てに関する専門ダイヤルです。

■震災法テラスダイヤル
0120(078309)
*受付時間 (平日 9時~21時、
土曜日 9時~15時)
*福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係
Tel 0243(62)1105